

財関第617号
平成21年5月28日

(各)税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 藤岡 博

関税法基本通達等の一部改正について

関税定率法等の一部を改正する法律(平成21年法律第14号)の一部の施行等に伴い、関税法基本通達等の一部改正について(平成21年3月31日財関第368号)による改正後の関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号)等の一部を下記のとおり改正し、平成21年7月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 通関業法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第105号)の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第3 税関様式関係通達(昭和47年3月1日蔵関第107号)の一部を次のように改正する。

(税関様式の一部改正)

1. 税関様式C第3130号の次にC第3135号として別紙3-1のように加える。
2. 税関様式C第3150号の次にC第3155号として別紙3-2のように加える。
3. 税関様式C第3196号の次にC第3197号として別紙3-3のように加える。
4. 税関様式C第3210号の次にC第3215号として別紙3-4のように加える。

- 5 . 税関様式 C 第 3330 号の次に C 第 3333 号として別紙 3 - 5 のように加える。
 - 6 . 税関様式 C 第 3510 号の次に C 第 3515 号として別紙 3 - 6 のように加える。
 - 7 . 税関様式 C 第 3530 号の次に C 第 3535 号として別紙 3 - 7 のように加える。
 - 8 . 税関様式 C 第 9030 号を別紙 3 - 8 のように改め、C 第 9140 号の次に C 第 9145 号として別紙 3 - 9 のように加える。
 - 9 . 税関様式 B 第 1020 号の次に B 第 1021 号として別紙 3 - 10 のように加える。
- (記載要領及び留意事項の一部改正)
別紙 3 - 11 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 4 特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）の一部を次のように改正する。

別紙 4 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。